

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る11月28日の本会議において付託されました案件について、12月4日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定8件、指定管理者の指定3件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

議案第121号 上野原市新田会館条例制定については、上新田諏訪線の道路改良工事により廃止した上野原市新田水防会館の代替施設として、上野原市新田会館を設置するため、当該施設の設置・管理等に関する条例を制定するものです。

委員からの、以前の名称から「水防」という言葉を取った意図は、また、使用料金を無料にした理由は、という質問については、名称は地域の集会所の用途でしか使用していない現状に合わせて「水防」という言葉を取るもので、使用料金無料は従前の施設の運用をそのまま引き継ぎ、協定についても昭和61年に中新田区と結んだものと同様の内容にする予定との説明がありました。

また、中新田地区以外の住民も使用できるのか、という質問については、今までと同様、要望があれば他の地域の方も使用できるとのことです。

議案第122号 上野原市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定については、令和7年3月に計画期間が終了する、第2次上野原スマイルプランに続く計画を策定するにあたり、上野原市男女共同参画計画策定委員会を設置するものです。

委員からは、現在は女性の推進委員が1名しかいないとのことだが、推進委員、策定委員について、女性の登用を積極的に進めていくべきとの意見が出されました。

議案第123号 上野原市行政組織条例制定については、上野原市において、令和6年度から部制を廃止するにあたり、行政組織条例の全部を改正するものです。

委員からの、部長が居なくなり、その役職に対する配置等はどうなるのか、という質問については、現在は各部長が課長職を兼務しているため、部制を廃止しても

人数の増減はないとのことでした。

議案第124号 上野原市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定については、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの要件に、「市長が公益上その他特別な事由があると認めたとき」を加えるものです。

これにより市としては、利用が少ない、また未利用の公共施設の積極的な利活用を推進していきたいとのことでした。

議案第125号 上野原市税条例の一部を改正する条例制定については、県が「山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例」を制定し、障害者支援の一環として自動車税の減免制度を見直すため、市の軽自動車税についても同様の措置を行うものです。

委員からの、軽自動車の減免件数は、という質問については、令和5年度は42件とのことでした。

議案第126号 上野原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正するもので、令和6年1月から、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割及び被保険者均等割保険税額の軽減措置を構ずるものです。

議案第133号 上野原市中小企業・小規模企業振興基本条例制定については、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念、基本的施策、市の責務等を明確にし、当市の経済の発展に重要な役割を果たしている中小企業等の振興施策を総合的に推進するために条例を制定するものです。

本条例については、山梨県をはじめ、県内13市中10市がすでに制定済みとのことでした。

委員からの、今後は具体的に何を進めていくのか、という質問については、上野原西工業団地の土地の有効活用が出来ていないことから、工場立地法における緑地規制の緩和を早急に進めていく方針であり、来年度には工業団地を含めた中小企業にアンケートを取る中で課題点を抽出し、本条例を活用した支援を行っていきたい

との説明がありました。

議案第134号 上野原市火災予防条例の一部を改正する条例制定については、省令の一部改正に伴い条例を改正するもので、急速充電設備の定義を変更し、喫煙等の図記号の規格を統一するとともに、蓄電池設備の種別や安全性及び固体燃料を使用する火気設備等の基準を見直すものです。

議案第144号 上野原市羽置の里びりゅう館の指定管理者の指定については、令和6年3月末に指定期間が満了となるため、4月からの3年間、特定非営利活動法人さいはらを引き続き指定管理者に指定するものです。

びりゅう館については、引き続き現在の指定管理者の指定を行うとのことだが、施設をより良いものにしていくため、今後は公募による方法も考慮することを付帯意見として申し添えます。

議案第145号 上野原市営マス釣場の指定管理者の指定については、令和6年3月末に指定期間が満了となるため、4月からの5年間、新たに 株式会社FOOD ARCHITECT LAB を指定管理者に指定するものです。

新しい指定管理者の提案として、現在使用されていない食堂等の活用、子会社である養魚場からのマスの仕入れ、ふるさと納税商品の企画・開発など、既存施設を最大限活用したものであり、現在の指定管理者と比較して指定管理料も低いことから、今回の選定に至ったとの説明がありました。

議案第146号 上野原市森林総合利用施設の指定管理者の指定については、令和6年3月末に指定期間が満了となるため、4月からの3年間、鶴川溪谷平野田休養村協同組合を引き続き指定管理者に指定するものです。

以上、当局提出の11案件については、採決の結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、廃校施設の利活用についてと、市の特産品づくりについて調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。